

公益財団法人日野市環境緑化協会臨時職員就業規程

〔平成24年4月1日〕
規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会臨時職員(以下「臨時職員」という。)の服務等について法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員の任用)

第2条 理事長は、業務の必要に応じ、臨時職員を任用することができるものとする。

(任用期間)

第3条 任用期間は、1年以内とする。ただし、協会の業務の必要に応じ、更新することができるものとする。

(服 務)

第4条 臨時職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 臨時職員は、その職務を遂行するに当たっては、就業規則、規程及び法令等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 臨時職員は、その職の信用を傷つけ、又は協会の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 臨時職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 臨時職員は、協会が別途定めた、特定個人情報取扱管理規程に基づき、特定個人情報の取り扱いを遵守し、特定個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を遂行するに当たって、法令、定款及び協会の諸規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

6 前述に違反している事実又はその恐れを関知した臨時職員は、直ちに当該事実を上司に報告しなければならない。

(賃 金)

第5条 臨時職員の賃金の額は、当該職員が従事する職務の内容等を考慮し、職種ごとに日給又は時間給の別により理事長が定める。

(賃金の支給)

第6条 賃金は、月の初日から末日までの期間につき、次の各号に掲げた臨時職員について当該各号に定めるところにより得た額の金額を支給し、その支給日については、勤務した日の属する月の翌月の10日とする。ただし、支給日が土曜日に当たるときは、前日に、日曜日に当たるときは前々日(前々日が休日に当たるときは前日)に繰り上げるものとする。

(1) 日給により任用された者 当該期間において勤務した日数に1日当たりの賃金額(半日勤務の場合は、相当額)を乗じて得た額

(2) 時間給により任用された者 当該期間において勤務した時間数に1時間当たりの賃金額を乗じて得た額

2 前項に規程する支給日について必要のある場合は、支給日を変更することができる。

3 臨時職員が離職し、又は解職されたときは、その日まで日割による賃金を支給する。

(割増賃金)

第7条 割増賃金は、予算の範囲内においてその都度、理事長が別に定め支給することができる。

(勤務日及び休憩時間)

第8条 臨時職員の勤務日は、次の各号以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日
 - (3) 1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、1月3日及び12月29日から同月31日までの日
- 2 業務の必要性により前項の規程により難いときは、理事長は、別段の定めをすることができる。
- 3 理事長は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

(勤務時間)

第9条 臨時職員の勤務時間は、休憩時間を除き原則として午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 業務の必要性により正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた臨時職員に対し、理事長が必要と認めた場合は、1時間につき勤務1時間当たりの賃金額の100分の125を時間外賃金として支給することができる。
- 3 臨時職員は通勤経路、通勤方法について通勤届（別表）により届出なければならない。なお、その変更等が生じた場合も同様とする。

(休日の振替)

第10条 臨時職員が第8条第1項の各号に掲げる日に勤務した場合は、1週間以内に当該休業日に代わる日を指定して与えることができる。この場合、前条第2項の時間外賃金は支払わない。

(年次有給休暇)

第11条 理事長は、臨時職員に対し年次有給休暇を与えることができる。

- 2 臨時職員の年次有給休暇は、日野市臨時職員の例による。

(無給休暇)

第12条 理事長は、次の各号に掲げる休暇を申請に基づき付与することができる。

(1) 特別休暇

理 由	期 間 等
1. 伝染病予防法（昭和30年法律第36号）による交通遮断又は隔離	必要と認める期間又は時間
2. 風水害火災その他の非常災害による交通遮断	同
3. 交通機関の事故又は同盟罷業等による交通遮断	同
4. 職務に関し証人、鑑定人、参考人として官公署への出頭	同
5. 選挙権その他公民権の行使	同
6. その他理事長が必要と認めた場合	同

(2) 生理休暇は、女子の臨時職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合。

(3) 業務災害休暇は、業務上（通勤災害を除く。）負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業を要する場合に、任用期間の範囲内において必要と認める期間とする。

2 前項に規程する休暇は、無給とする。ただし、割増賃金の額を算定する場合については、前項に規定する休暇を勤務した日とみなすことができる。

(旅 費)

第13条 臨時職員が業務のために出張する場合は、交通費の実費を支弁する。ただし、日当は支給しないものとする

(離 職)

第14条 臨時職員が次の各号の一に該当する場合は、その日を離職の日とし、臨時職員の身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、理事長の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が満了したとき。

(解 職)

第15条 理事長は、臨時職員が次の各号の一に該当する場合は、解職することができる。

- (1) 勤務成績が良好でないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれにたえられないとき。
- (3) 制度の改廃又は事業の縮小により廃職若しくは過員が生じたとき。
- (4) この規程の定めに違反したとき

(災害補償)

第16条 臨時職員の業務上の災害（通勤災害を含む。）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

(社会保険)

第17条 臨時職員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規程に基づく被保険者とすることができる。

(細 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成29年5月1日）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。